

本羽田二丁目工場アパート 入居者募集要項

【募集期間】	令和7年9月1日(月)～令和7年9月16日(火)
【募集ユニット数】	2室(100㎡)
【使用開始日】	令和7年11月1日(土) 予定
【使用可能期間】	<u>2年以内</u>



問い合わせ先

《大田区指定管理者》
野村不動産パートナーズ株式会社
大田区工場アパート募集担当
電 話 : 03-5735-3230
F A X : 03-5735-3231

http://www.city.ota.tokyo.jp/sangyo/kogyo/sangyou_sien_shisetsu/nyukyobosyu/index.html

施設の目的

工場の操業環境改善と新規創業の促進を図り、もって産業環境の創造及び産業振興に寄与するため、短期賃貸工場として設置されました。

施設概要

1 所在地（住居表示）

東京都大田区本羽田二丁目7番1号

2 問合先

住所：大田区本羽田2-12-1 テクノWING 1階管理室

電話：03-5735-3230

担当：大田区指定管理者 野村不動産パートナーズ株式会社 住田・戸塚

3 敷地及び施設概要

用途地域	工業地域
敷地面積	1642.98 m ²
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 8階建 (1～2階工場、3～8階区民住宅)
室数	8ユニット

4 交通アクセス

京浜急行空港線	糀谷駅下車	徒歩10分
京急バス	本羽田二丁目バス停下車	徒歩1分
	萩中バス停下車	徒歩5分
	糀谷駅バス停下車	徒歩9分

主要施設

- 1 エレベーター1基（荷物用2t）
- 2 入居者用駐車場8台（平面式）
- 3 駐輪場8台
- 4 共同受変電設備
- 5 湯沸・流し台・トイレ・空調、各ユニットに完備
- 6 電話2回線設置可

使用資格

- 1 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業者（※1）であること。

※1 中小企業基本法第 2 条第 1 項第 1 号

資本の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（第 2 号から第 4 号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

- 2 以下のいずれかに該当すること
 - (1) 工場の建替え等のため、建替等期間中の仮作業場を必要としている者
 - (2) 組立用等で仮作業場を必要としている者
 - (3) 急激な受注の増加等で仮作業場を必要としている者
 - (4) 立退き要請等により仮作業場を必要としている者
 - (5) 火事等の災害により仮作業場を必要としている者
 - (6) 産学連携（学術機関、研究機関等と連携して研究開発をすることをいう。）で開発現場等を必要としている者。

※プレス機等を使用する工場で、その振動により他の使用者の操業に影響を及ぼす工場は原則として入居できません。

- 3 次の業種であること。（繊維工業、印刷・同関連業、プラスチック製品、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具、その他区長が認める製造業）
- 4 施設の使用に適し、他の入居者の操業及び近隣住民の生活に支障を来すおそれがなく、かつ、施設全体の管理運営に支障がないと認められる業態であること。
- 5 事業税（法人の場合）又は住民税を滞納していないこと。

使用期間

2 年以内で必要な期間。

募集室及び使用料

階数	室番号	面 積	月額使用料
2 階	201 号室	100.00 m ²	152,000 円
2 階	203 号室	100.00 m ²	152,000 円

※使用料の振り込み手数料を負担していただきます。

※次のような費用は、使用者の負担となります。

- ・ ユニット内で使用した電気料金
(なお、電気は共同受電となるため、各ユニットの電気容量や電気使用量により、各使用者の電気料金が決定しますので、あらかじめご承知ください。)
- ・ 電話・ガス・上下水道料金、インターネット接続料金（個別契約）
- ・ 事業系ゴミ処理料金（個別契約）

入居までのスケジュール（予定）

募 集 期 間 ： 令和7年9月1日(月)～令和7年9月16日(火)

使用予定者決定 ： 令和7年10月上旬

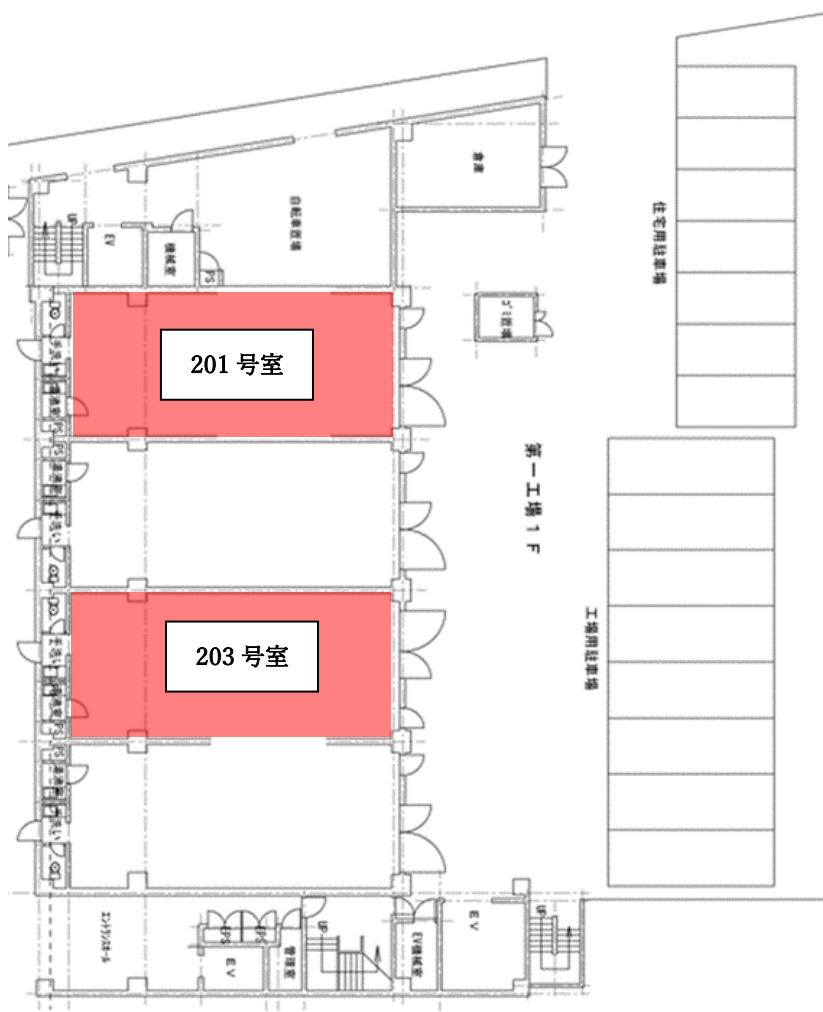
使用許可通知 ： 令和7年10月中旬

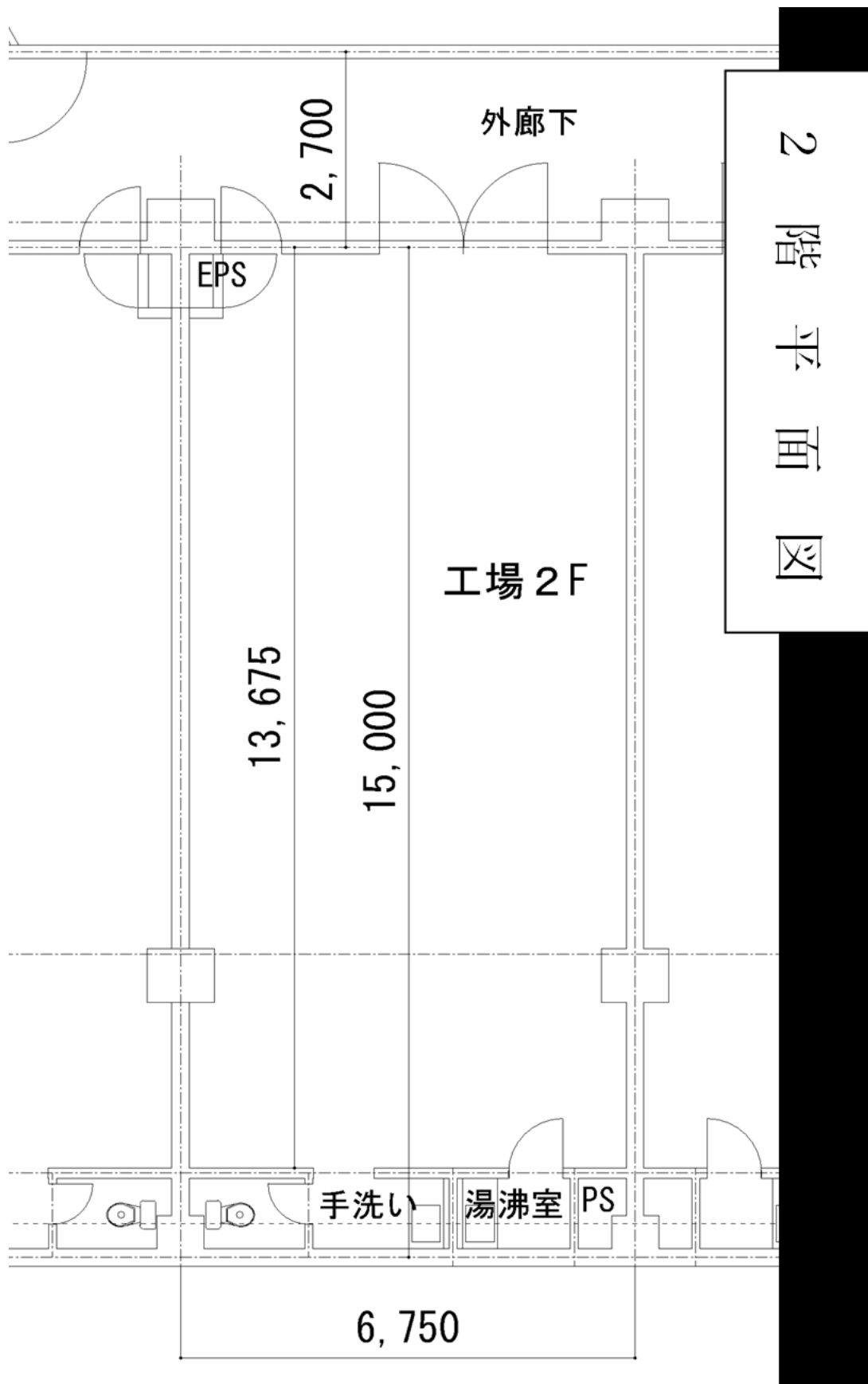
鍵の引渡し等 ： 令和7年10月下旬

使 用 開 始 ： 令和7年11月1日(土)

※ 鍵の引渡し、入居前説明（館内規則の説明等）の日時については、大田区指定管理者（野村不動産パートナーズ株式会社）から連絡いたします。

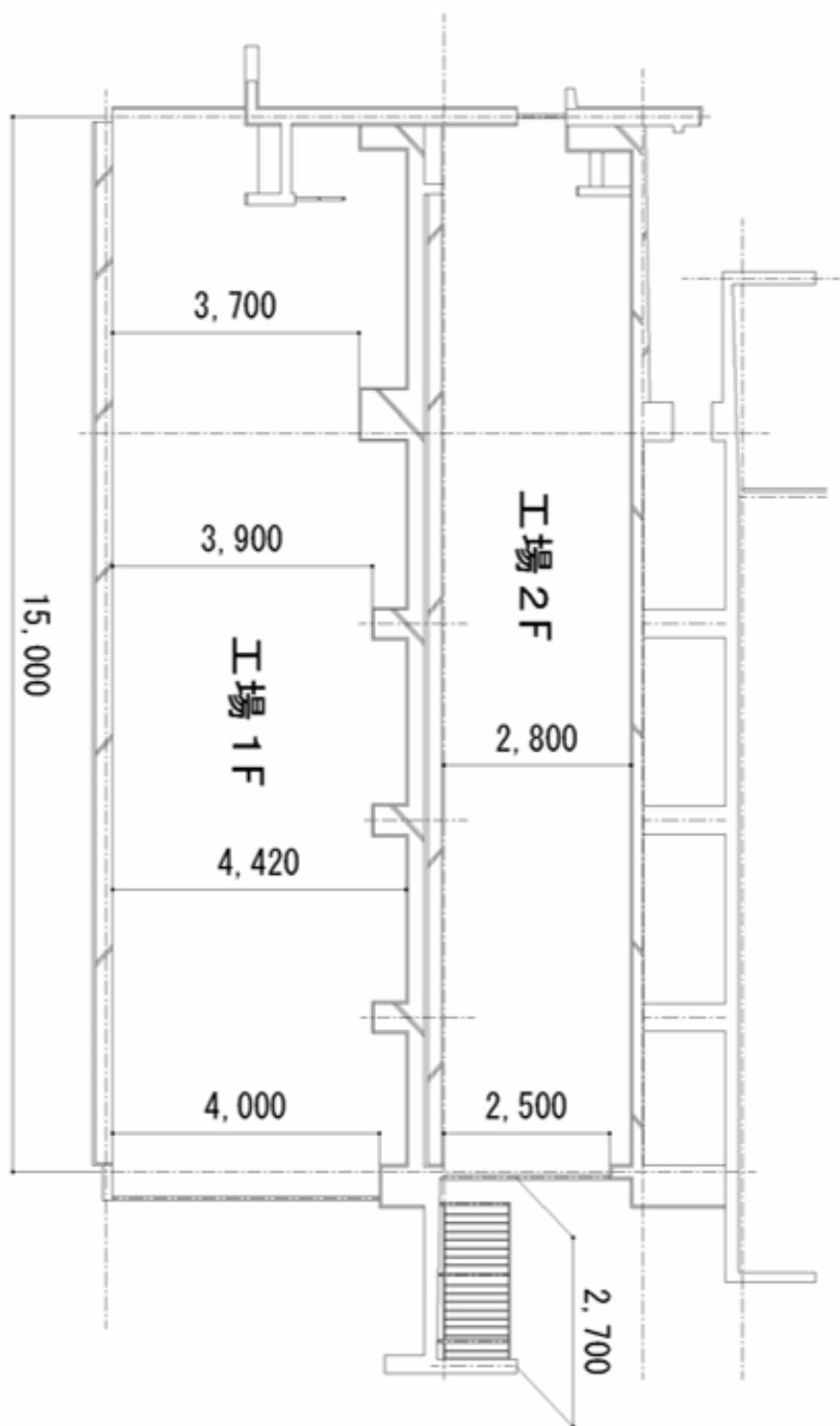
参考（敷地平面図）





※201、203 号室とも同じ形状です。

工場ユニット立面図



ユニットの仕様（寸法の上限）

階数	梁上高さ (mm)	床荷重 (t / m ²)	ドア開口（幅×高さ） (mm)
2 階	2, 800	1. 0	900×2, 000（片開） 2, 500×2, 500（両開）

※上記寸法は図面上の数字となります。実測値は多少異なる可能性があるため、必ず事前にご確認をお願いします。

※上階が住宅スペースとなっております。また、工場スペースは多種多様な業種の企業が使用しますので、近隣又は他の使用者に影響を及ぼさないよう、**使用者には防震対策等、必要な措置を講じていただきます。**なお、施設の構造上、企業活動等に何らかの影響が発生することも予想されますので、申込みに当たりあらかじめご了承ください。また、床にアンカーを打つことは禁止です。

※搬入機材については、床荷重の基準を遵守した配置にさせていただきます。入居後等に上限を超えていることが判明した場合は、原則、対象機材等を即時に撤去していただくこととなりますのでご注意ください。

※申請に際して、図面の確認やユニット内の確認が必要な場合は、あらかじめ野村不動産パートナーズ株式会社大田区工場アパート募集担当（TEL：03-5735-3230）に連絡のうえ、施設へ直接お越しく下さい。

電気容量等（電気容量は最大負荷容量を示し、動力には空調用動力も含みます。）

階数	動 力 (三相 200V)	電灯コンセント (单相 200V/100V)
2 階	50. 0kVA	12. 5kVA

エレベーター（t（トン）数は、最大積載量）

	カゴの大きさ（幅×奥行き×高さ）
大型荷物用（2. 0 t）	1, 700 mm×2, 800 mm×2, 100 mm

※ エレベーターで搬出入できない大型のものは、2 階に搬入デッキを設置してありますので、各自によりご利用ください。

駐車場使用料等

《使用料》

種別	月額使用料	台数	寸法（長×幅）	重量制限
平面式	21, 000 円	8	7. 0m×2. 5m	無し

《使用台数》

使用可能な駐車場は 1 ユニットあたり 1 台です。

駐 輪 場

各ユニット 1 台（無料）

その他

- 1 入居企業には、操業に先立ち、ばい煙・粉塵・有害ガス・悪臭・排水・騒音・振動・電気ノイズ等による公害が発生しないように適切かつ十分な処置を講じていただきます。その他、ユニット内の模様替え、工作物の設置等は事前に届出が必要となります。（詳しくは大田区テンポラリー工場条例、同条例施行規則をご参照ください。）
- 2 クレーン等の設置は使用者の負担になります。
※門型クレーンのみ設置が可能です。
- 3 年1回、電気設備の保守点検を行うための停電点検日があります。
- 4 使用に際する注意事項を遵守してください。
- 5 入居後、大田区の視察等にご協力いただくことがあります。
- 6 退室の際、原状回復を行ったうえで指定管理者に引渡しをしていただきます。
※入居時と同等の原状復旧を行ったうえで、引渡しをお願いいたします。

申請受付

1 申請方法・提出先

申請書に使用資格ごとに定めている必要書類（正本1部、副本2部）を添えて、本羽田二丁目第2工場アパート（テクノWING）管理人室まで直接ご持参ください。

【提出先】住所：大田区本羽田 2-12-1 テクノWING 1階管理室

電話：03-5735-3230

担当：野村不動産パートナーズ株式会社 住田・戸塚

2 必要書類

【法人の場合】

- (1) 大田区テンポラリー工場使用申請書、使用調査書、事業計画書（様式による）
- (2) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（直近3か月以内に発行されたもの）
- (3) 定款の写し（最新のもの）
- (4) 貸借対照表、各資産及び各負債の内訳（直近実績3年間のもの）
- (5) 損益計算書、販売費・一般管理費内訳、製造原価報告書（直近実績3年間のもの）
- (6) 法人事業税及び法人住民税の納税証明書（直近3か月以内に発行されたもの）
- (7) 建築確認申請書の写し又は建築確認通知書の写し
※工場建替えのため申請する場合のみ
- (8) 事業案内又は事業内容のわかるもの

【個人の場合】

- (1) 大田区テンポラリー工場使用申請書、使用調査書、事業計画書（様式による）
- (2) 個人事業の開廃業等届出書の写し
- (3) 代表者の住民票の写し（代表者本人のみ、本籍及び続柄省略）（直近3か月以内に発行されたもの）
- (4) 貸借対照表、各資産及び各負債の内訳（直近実績3年間のもの）
- (5) 損益計算書、販売費・一般管理費内訳、原価報告書（直近実績3年間のもの）
- (6) 個人事業税及び個人住民税（都道府県及び23区を除く区市町村）の納税証明書（直近3か月以内に発行されたもの）
- (7) 建築確認申請書の写し又は建築確認通知書の写し

- ※工場建替えのため申請する場合のみ
(8) 事業案内又は事業内容のわかるもの

3 募集期間

令和7年9月1日(月)～令和7年9月16日(火)

受付時間：午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く。）

※ 来館の際には、必ず事前に電話で予約（03-5735-3230）をお願いします。

審査（使用者の決定等）

ご提出いただいた書類の確認及び審査は、大田区指定管理者（野村不動産パートナーズ株式会社）が行い、使用者の最終決定は区が行います。

また、ご提出いただいた書類につきましては、審査以外の目的には使用いたしません。

なお、選考結果に関わらず、申込書類等は返却いたしません。

1 使用予定者の決定

提出していただいた書類により書類審査を行い、使用予定者を決定します。

2 事業内容によっては、指定管理者及び区職員等による現地調査を行う場合があります。

3 審査項目

書類審査において、次の項目を審査いたします。

- (1) 必要性：建て替え等のために施設の使用を必要としているか、当該施設である必要性はあるか
- (2) 計画性：入居期間も含め、適正な事業計画・資金計画となっているか
- (3) 財務健全性：使用料等の支払いに耐えうる財務状況か

4 使用者の決定

使用予定者として決定された方は、その旨の通知を受けた日から10日以内に次に掲げる手続きをしていただきます。これらの手続きを完了した方が使用決定者となります。

- (1) 区長が定める資格を有する連帯保証人及び代表者の連署する請書2通、連帯保証人及び代表者（個人）の印鑑登録証明書（直近3か月以内に発行されたもの）を提出していただきます。

※連帯保証人として下記個人保証が必要となります。

① 法人の場合 代表者(個人)

② 個人事業主 不要

- (2) 保証金として使用料2月分に相当する金額の納付が必要です。

- (3) ユニット内配置図（予定図）の提出。

5 1つのユニットに対して応募者が複数になる場合も想定されます。事業計画等の内容を審査の上、審査結果の高順位の方が使用予定者となります。したがって、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

6 選考審査理由、結果に対する問い合わせ及び異議等については一切応じられません。

使用許可

大田区の使用許可書は、一般的な賃貸借契約ではありません。大田区の条例で規定した内容を遵守していただき操業する企業様に使用の許可を行うということになります。よって、条例及び規則、また、使用細則を遵守してご利用いただくことになります。（条例、規則、使用細則が賃貸借契約書、重要事項説明に準ずるものをご理解ください。）

使用開始

使用料は使用許可日から発生します。

入居前の機材搬入や各種工事等については、使用許可日前に行うことが可能です。指定管理者にご相談ください。

原則として、使用許可日から概ね1か月以内に入居可能であることが条件となります。

入居や材料の搬入等については、図面や現地確認などにより、事前に確認してから行ってください。

管理運営

施設の管理運営は大田区指定管理者（野村不動産パートナーズ株式会社）が行います。

申請の際の注意事項

操業に際しては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）その他の関係法令等を遵守していただきます。

1 工場認可について

【事前相談】

申請の受付が終了した方は、必ず大田区資源環境部環境政策課環境政策担当の窓口で説明を受けてください。

※ 大田区資源環境部 環境政策課 環境政策担当（工場認可・指導）

大田区蒲田五丁目 13 番 14 号 大田区役所本庁舎 8 階

☎03-5744-1369（直通）

【使用決定者】

事前相談により工場認可が必要な事業者は、使用許可通知受領後、速やかに**各自で認可を受けてください**。また、認定後に認定書の写しを提出していただきます。

※ 認定を受けずに操業を行った場合は、使用許可を取り消すこともあります。

2 消防署への届出等について

※事前届出が必要な一例

◆ 一定量以上の危険物・可燃物の貯蔵・取り扱い。

◆ 消防設備の移設・増設等が伴う工事（レイアウト変更など）。

消防法の規定により上記のような使用をされる場合は、事前に許可又は届出が必要となります。

これらの手続は、使用許可通知受領後、速やかに**各自で行ってください**。また、手続の終了後には許可書又は届出書の写しを提出していただきます。

※ 危険物については、別紙「危険物参考資料」により、正確な使用量を記入してください。

※ 消防法の規定により、施設の使用に際して、持ち込む危険物の量を制限させていただきます場合がございます。

また、入居工事終了後（操業開始後）、速やかに下記の届出を行ってください。

1 防火対象物使用開始届出書

2 防火管理者選任届出書

3 消防計画作成届出書

手続の終了後には届出書の写しを提出していただきます。

3 接地について

動力は主動力盤にアース端子があるため、**必ず接地を行ってください**。

4 フォークリフトの使用について

バッテリー式フォークリフトを持ち込むことが可能です。なお、施設内に置場はありませんので、各自のユニット内で保管していただきます。

5 共用部について

廊下などの共用部に資材等を置くことはできません。また、共同の廃棄物等の保管場所はございますが、廃棄物はすべて各自で処理を行ってください。

6 床荷重について

床荷重の基準（7 ページ参照）については、平方メートル当たりの重さとなっておりますので、カタログ等により重量や足の本数（リベット位置）などを必ず確認してください（使用許可の前にレイアウト図を提出いただきます）。入居後等に上限を超えていることが判明した場合は、原則、対象機器等を即時に搬出していただくこととなりますのでご注意ください。

7 連帯保証人について

「使用予定者」となりましたら、保証金として使用料の 2月分 の納入及び連帯保証人を定めた書類（印鑑登録証明書を添付）を提出することで「使用許可者（入居決定）」となります。

※連帯保証人の資格は、申請企業の代表者(個人)の保証となりますので、あらかじめご承知おきください。

8 自治会加入のお勧め

自治会は地域に住んでいる人たちや企業が、交流を深めながら自発的に地域課題等の解決に取り組むことにより、住みよい豊かなまちづくりを目的とした自主的で任意な団体です。

自治会を通じてご近所の方々とコミュニケーションを保つことは、工場アパートの運営にご理解をいただくとともに、災害時などにおける協力・連携体制の確立にも有効です。ぜひ、地域の自治会にご加入いただきますようお願いいたします。

なお、自治会・自治会役員がわからない場合は、管理室または下記にお問い合わせください。

【羽田特別出張所】

大田区羽田一丁目 18 番 13 号

☎03-3742-1411

9 工業団体、商工会議所について

一般社団法人 大田工業連合会は区内に所在する 9 の工業団体、その会員企業が連合し、地域の工業振興に資する各種活動を行っています。また、東京商工会議所 大田支部は地域総合経済団体として、地域振興活動や経営支援活動を行っています。ご入会等詳細につきましては、下記にお問い合わせください。

【工業団体】 一般社団法人 大田工業連合会

大田区南蒲田一丁目 20 番 20 号 大田区産業プラザ 5 階

☎03-3737-0797

【商工会議所】 東京商工会議所 大田支部

大田区南蒲田一丁目 20 番 20 号 大田区産業プラザ 5 階

☎03-3734-1621

危険物参考資料

■危険物の範囲

消防法では、消防法に定める物品で一定の危険性状を有するものが「危険物」とされています。

その危険物を類型化したものを「類別」といい、その類別に含まれている具体的細分類を「品名」といいます。

■危険物の確認方法

危険物については、**危険物の容器に記載されている品名、区分により確認してください。**

■主な危険物

工場等で使用されると思われる主な危険物は、以下のとおりです。

アセトン、洗油、イソプロピルアルコール、ウレタンプレポリマー、エタノール、エンジンオイル、キシレン、ギヤー油、金属粉、クリアー塗料、クレ CRC5-56、クレ CRC パーツクリーナー、ケロシン鉱物油、工業機械用潤滑油、合成ゴム系接着剤、合成樹脂エナメル塗料、鉱物油、ケロシン、サーチングカット洗油、脂肪族系炭水化水素、潤滑油、シンナー、すべり剤、摺動面油、切削油、灯油、塗料、トルエン、非トルエンキシレン塗料、不水溶性切削油、ブタノール、ヘキサン、

※ 上に示した「主な危険物」は一般的なもののなので、容器に記載されている内容や、確認試験データ等で必ず確認してください。